

住基ネット対応方針

平成 15 年 6 月 杉並区

1. 住基ネットを巡る現状と課題

杉並区はこれまで、IT 社会における本来のあり方として選択性が確保されることが望ましい、としつつ、確固たる個人情報保護法制が確立されていないことを主たる理由に、住基ネットへの情報送信を保留してきたところである。これは、改正住基法附則第一条第二項に定める政府の個人情報保護措置義務が履行されていないなかで、同法第三十六条の二第一項で定められた市町村長の適切管理措置義務に従うものであり、改正住基法に照らしても合法的な措置である。

しかしその後、5月23日に個人情報保護関連5法が成立した。また、6月1日から東京都のパスポート発給事務での住基ネットの活用が始まり、さらに住基ネットの第二次稼働日が8月25日と定められるなど、住基ネットをめぐる様々な動きが生じている。

杉並区は、こうした動きを踏まえて、あらためて「杉並区住民基本台帳ネットワーク調査会議」を開催して専門家の意見を求め、また、広報すぎなみを通じて区民意見の集約も行った。調査会議からは「第三回報告書」が提出されたが、住基ネットにはまだまだ多くの問題点があり、個人情報保護関連5法が成立したからといって、確固とした個人情報保護法制が確立したかは疑問、とする内容であった。また、集約された区民意見は、統計的手法での調査ではないとはいえ、三分の二が「このまま、住基ネットに参加しないほうがよい」とした。

確かに、個人情報保護関連5法の成立は、改正住基法上の明白な瑕疵を是正した、という意味では、一定の前進である。またこの間、いくつかのセキュリティ対策が強化されたことも事実である。しかし、憲法上の保護法益である住民のプ

ライバシー保護という観点から見たとき、こうした措置が講じられはしたものの、依然として十分な安全性が確保されたとは言いがたい状況にある。このことは、総務省が本年1～2月に行った全国市区町村調査の結果を見ても明白であり、また、5月28日、長野県の本人確認情報保護審議会が、県内27市町村で住基ネットとインターネットが接続されている実態を示し、管理体制のずさんさを指摘した上で、県に対して住基ネットからの離脱を勧告したことも明らかである。杉並区は昨年10月、国への要望書で「確固とした個人情報保護のための法制度に関する杉並区の考え方」として4項目を挙げ、改善を要望したが、その多くも実現していない。

こうした中で東京都は、杉並区を含む未接続の3自治体に対して、住基ネットへの不参加を違法とし、早期に参加することを求める勧告を行ったが、改正住基法上の接続義務という一面だけをとらえたものであり、杉並区としてははなはだ遺憾に感じざるを得ない。

もとより、国や自治体が法を遵守すべきことは言うまでもない。しかし、住民基本台帳事務は自治事務であり、改正住基法も、また新たに制定された個人情報保護法も第十一条で、自治体や長に、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを義務付けている。したがって、個人情報保護関連5法が成立したからといって、直ちに住基ネットへの参加義務が生じるものではなく、改正住基法による参加義務と、個人情報適切管理義務とを両面から勘案しつつ、長は自らの責任において、優先すべき保護法益を選択する法的義務を有するものと言うべきである。

2 . 区民の選択を尊重する立場に立つて...「区民選択方式」(横浜方式)の導入

そこで、保護すべき法益の内容を検討することが必要であるが、端的に言えばこれは、住民の利便性の向上という法益と、プライバシーの保護という法益との調整、ということになる。ところで、この二つの保護法益は、直接的には住民個人レベルで生じるものであり、社会全体として、一律にどちらかを選択しなくてはならない、という性格のものではない。したがって、住民一人ひとりにその選択を委ね、長はその住民の選択を尊重することが、二つの保護法益を最も大きな状態で調和させることになる。

杉並区は、こうした観点から、IT社会の本来のあり方として選択制を主張しつつ、改正住基法による住基ネットが選択性を認めていない中で、やむを得ず、住基ネットへの情報送信を保留してきたところである。しかし、国や東京都が住基ネットを前提にした事務処理の拡大を進め、8月25日には第二次稼働が始まり、さらに年末からは公的個人認証制度の開始が予定される中では、このまま従来の方針を維持することは、住基ネットを基礎に構築される利便性を享受したい、とする、区民の一方の要望を損なうことになる。

したがって、区民の選択を尊重する、という立場に立つて、住基ネットへの情報送信を希望しない区民と、利便性を活かしたいとする区民との調整を図る現実的な方法として、既に国、神奈川県、横浜市、指定情報処理機関で合意し、実施に向けて動き出している「市民選択方式」、いわゆる横浜方式を、杉並区にも適用することが妥当と判断する。

当然ながら、横浜方式は横浜市だけに限定される方式ではない。国や東京都、指定情報処理機関においては、自治事務として住民基本台帳事務を所管する杉並区の判断を尊重し、速やかに「区民選択方式」(横浜方式)の実現に向けて杉並区

と共に対応を進めることを要請する。

3．横浜方式の採用にあたって

横浜方式を採用するにあたり、住基ネットの稼働によるプライバシー侵害の危険性を少しでも抑制するために、杉並区は、住基プライバシー条例の制定、セキュリティ・ポリシーの策定など、これまで進めてきた施策の上に立って、次の措置を講じると共に、健全なIT社会を実現するために、なお一層の努力を継続する。

ISMS認証の取得、条例による罰則規定の整備などを進める。

杉並区の住基システムを対象に、国際的に認証されたセキュリティ基準であるISMSを、年度内を目途に取得する。また、住基プライバシー条例や個人情報保護条例を改正し、職員を含む不正使用に対する罰則を定める。

杉並区における運用を監視する第三者機関を設置する。

杉並区における運用状況を監視し、区民に公表し、区民の苦情・要望を処理し、必要な改善の勧告を行う第三者機関を設置し、的確な運用を保障する。また、今後行われる予定のアクセス・ログ公開にあたり、区民の公開申請を支援する。

長野県の状況を調査するなど、一層、全国的な運用状況の把握に努める。

住基プライバシー条例（杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例）第六条第一項の規定に基づき、長野県の協力を得て、本人確認情報保護審議会の第一次報告で指摘された問題点を調査・確認すると共に、一層、全国的な運用状況の把握に努める。

自治体共同による監視機関の設置を図る。

全国の自治体に呼びかけ、自治体共同設置による住基ネット監視第三者機関の設置を図る。当面、賛同する自治体間での準備協議を呼びかける。

危険性が明白になった場合には、直ちに切断する。

住基ネットに接続することにより「区民の基本的な人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険がある」と認められる場合など、住基プライバシー条例第六条第二項、第四項に掲げる要件に該当すると認められる場合には、住基ネットを切断するなど、住基プライバシー条例、個人情報保護条例の厳格・的確な運用に努める。